

公益社団法人福島青年会議所基本財産等管理規程

第1条 この規程は、公益社団法人福島青年会議所基本財産等の管理、運用、並びに処分に関する事項を規定する。

第2条 この規定において、「基本財産等」とは、基本財産及び特定資産をいう。

第3条 基本財産は、定款第5条に定める公益目的事業を行うために保有する。

2 基本財産は、総会で基本財産として繰り入れることを決議した財産とする。

3 基本財産は、やむを得ない事由があるときは、総会において、総正会員数の3分の2以上の同意を得て、その全部または一部を処分し、または担保に供することができる。

4 基本財産の運用益は、定款第5条に定める公益目的事業に使用しなければならない。

第4条 特定資産は次に掲げる資産をもって構成する。

(1) 特定費用準備資金

(2) 会館管理積立金

第5条 特定費用準備資金は、将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されることとなるものに限る。）に係る支出に充てるための資金をいう。

2 特定費用準備資金を保有しようとするときは、理事長は、事業ごとに、その資金の名称、将来の特定の活動の名称、内容、計画期間、活動の実施予定時期、積立額、その算定根拠を総会に提示し、総会は、次の要件を充たす場合において、その事業ごとに承認するものとする。

(1) その資金の目的である活動を行うことが見込まれること

(2) 積立限度額が合理的に算定されていること

3 特定費用準備資金は、貸借対照表及び財産目録上、名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定費用準備資金を含む。）と明確に区分して管理する。

4 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

5 前項にかかわらず、目的外の取り崩しを行う場合には、理事長は、取り崩しが必要な理由を付して総会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、積立限度額及び積立期間の変更についても同様とする。

第6条 基本財産等の管理責任者は理事長とする。

第7条 基本財産等のうち、現金は確実な金融機関に預け入れ保管するものとする。

第8条 基本財産等の運用については、前条の管理方式より逸脱しない範囲において、基本財産等管理委員会に諮問した上で、総会の決議を得なければならない。

第9条 第4条第1号の特定費用準備資金以外の特定資産にあつては、本会議所の運営、収支状況に照らし、本会議所の一般会計収支決算に損失が生じたとき損失額の補填等のために、若しくは基本財産に繰り入れるために取り崩すことができる。

2 前項の取り崩しについては、総会の決議を得なければならない。

第10条 遊休財産の保有限度額は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第16条のとおりとする。

第11条 第3条の基本財産の運用益は、定款第5条に定める公益目的事業の実施に限定する。

2 第4条第1号の特定資産の運用益は、事業費、管理費に充当する。

第12条 基本財産等管理委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 専務理事
- (4) 正会員資格を有する理事長経験者
- (5) その他委員長が指名する会員

2 この委員会の委員長は、当該年度の理事長がこれにあたる。

第13条 基本財産等管理委員会は、理事長が委員長となり、年1回開催し、委員長が必要と認めるときは、臨時基本財産等管理委員会を招集することができる。

第14条 基本財産等管理委員会は、過半数の出席がなければ決議することができない。

2 委員会の決議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日より施行する。